○法務省告示第三百二十二号

大阪市港区役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十七年六月十日

法務大臣　上川　陽子

大阪市港区魁町三丁目六番地　**中西　金藏**

○外務省告示第百八十四号

平成二十七年三月二十七日（ニューヨーク時間）、国際連合安全保障理事会において、リビアに対する制裁措置の延長等を内容とする決議第二千二百十三号が全会一致で採択された。

平成二十七年六月十日

外務大臣　岸田　文雄

二千十五年三月二十七日に国際連合安全保障理事会がその第七千四百二十回会合において採択した決議第二千二百十三号（二千十五年）

安全保障理事会は、

決議第千九百七十号（二千十一年）及びリビアに関するその後の全ての決議を想起し、

リビアの主権、独立、領土保全及び国家の統一に対する強い約束を再確認し、

国連リビア支援団（以下「ＵＮＳＭＩＬ」という。）及び事務総長特別代表による、リビアが直面する増加しつつある課題に対するリビア主導の政治的解決促進のための現行の努力を歓迎し、国家統一政府の形成を含む、リビアの政権移行の完了に向けた迅速な次の段階に関する、国家のオーナーシップの原則に従った合意の重要性を強調し、

国連により促進されている継続的な政治対話を歓迎し、この対話の会議を主催し及び支援するための加盟国の貢献を認識し、民主主義国家への転換を進め、国家機関を建設し並びにリビアの再建を開始するために、選出された代表議会及び他のリビアの当事者による建設的な参加の必要性を強調し、

リビアにおけるテロリスト集団が、「イラクとレバントのイスラム国（ＩＳＩＬ）（別名Ｄａ’ｅｓｈ）」に対する忠誠を誓う傾向が増加していること、及び、その他のアル・カーイダに関連を有するテロリスト集団及び個人がリビアで継続して活動していることを深く懸念し、国際連合憲章及び適用可能な国際人権、難民及び人道法を含む国際法に従って、テロ行為によって引き起こされた国際の平和及び安全に対する脅威に対してあらゆる手段を用いて闘う必要性があることを再確認し、この関連で、決議第二千百六十一号（二千十四年）の下の義務を想起し、

テロリスト及び暴力的過激集団への移転を通じたものを含め、リビア及び地域の安定を損なう、リビアにおいて保全されていない武器及び弾薬、及びその拡散がもたらす脅威に深い懸念を表明し、これらの問題に対処するために、リビア及び地域に対する協調的な国際的支援の重要性を強調し、

市民に対象を特定した攻撃に関与した者を含む、人権侵害又は国際人道法違反に責任を有する者が責任を負うべきであることの重要性を再確認し、

リビアにおける事態を国際刑事裁判所（以下、「ＩＣＣ」という。）の検察官に付託するという決議第千九百七十号（二千十一年）の決定を想起し、二千十四年十二月十日の予審裁判部の決定に留意し、ＩＣＣ及び検察官へのリビア政府の全面的な協力の重要性を強く強調し、

全ての当事者が、国際人道法及び緊急人道支援に関する国連の指導原則の関連する規定を尊重することの必要性を想起し、

ＵＮＳＭＩＬに関する国連事務総長報告（Ｓ／二千一五／百四十四）に留意し、

リビアにおける国連部隊の編成に関する勧告を含む、リビアにおける国連部隊の駐留の戦略的分析に関する国連事務総長による特別報告（Ｓ／二千一五／百十三）についても留意し、

決議第二千百四十四号（二千十四年）の十四(d)の規定に従って提出された専門家パネルによる最終報告書（Ｓ／二千一五／百二十八）及びその所見及び勧告に留意し、

リビアにおける事態が国際の平和及び安全に対する脅威を引き続き構成することを決定し、

国際連合憲章第七章の下で行動し、

1．即時かつ無条件の停戦を要請し、現行の政治危機に関し、軍事的解決は存在し得ないことを強調し、リビアにおける全ての当事者に対し、国家のオーナーシップの原則に従い、国家統一政府及びリビアの安定化に必要な暫定的な治安の取極に関する合意の形成を促進するための、ＵＮＳＭＩＬ及び事務総長特別代表の取組に建設的に関与することを要請する。

2．全ての加盟国に対し、事務総長特別代表の取組を全面的に支援することを要請する。

3．特に、地域における加盟国が、リビアの全ての当事者に対し、国連による対話に建設的に関与し、成果を出すために迅速に行動することを要請することを奨励する。

4．空港、国家機関及びその他の不可欠な国家のインフラ並びに自然資産に対する攻撃を含む、文民及び文民施設に対する暴力の行使及び紛争の継続的な激化を非難し、それらに責任を有する者が責任を負うことを要請する。

5．リビア政府に対し、女性、児童及び脆弱な集団に属する人々を含め、人権を促進及び擁護し、国際法下の義務を遵守することを要請し、国際人道法及び人権違反及び侵害に責任を有する者が責任を負うことを要請する。

6．リビアの拘禁所における、拷問及び不当な取扱い並びに拷問による死亡の事例を非難し、リビア政府に対し、司法手続を加速し、勾留されている者を国家当局に移送し、及び、人権侵害を防止し、捜査するために、全ての必要な措置をとることを要請し、この観点から、リビアにおける全ての当事者に対し、リビア政府の取組に協力することを要請し、外国人を含め、リビアにおいて恣意的に逮捕又は拘禁されている全ての個人の即時の解放を要請し、並びに、リビア政府がリビアにおける全ての個人、特に、アフリカの移民及びその他の外国人の人権を促進し保護する主要な責任を有することを強調する。

7．リビア政府に対し、決議第千九百七十号（二千十一年）が求めているように、国際刑事裁判所（ＩＣＣ）及び検察官に全面的に協力し、必要なあらゆる支援を提供することを要請する。

8．リビア及び地域の国が、リビアにおける事態の安定化を目的とした地域的な協力を促進し、前リビア体制の関係者及び暴力的な過激集団又はテロリストが、リビア又は地域の国の領域内で、リビア又はそれらの国を不安定化するために暴力的又はその他の違法な、又は、テロリストの行為の計画又は出資若しくは実行することを防ぐことを奨励し、並びに、そのような協力が地域的な安定に資することに留意する。

国連の任務

9．ＵＮＳＭＩＬの任務を、事務総長特別代表の指導力のもとで、二千十五年九月十五日まで延長することを決定し、統合的な特別政治ミッションとしてのＵＮＳＭＩＬの任務が、国家のオーナーシップの原則に完全に従い、調停及び仲介を通じて、即時の優先事項としてリビアの政治プロセス及び治安に関する協定に重点的に取り組むことを決定し、更に、作戦上及び治安上の制約の範囲内で、以下を遂行することを決定する。

(a)人権の監視及び報告

(b)管理下にない武器及び関連物資の確保、及び拡散に対抗するための支援

(c)主要なリビアの機関の支援

(d)人道原則に従い、要請に応じた、必要不可欠なサービス及び人道支援の提供の支援

(e)国際支援の調整の支援

10．リビアにおける現下の治安状況が、ミッションの規模の縮小を要求していることを認識し、事務総長に対し、適切な場合には、その任務に従い、リビア人による合意及び信頼醸成措置の実施又はリビア人により表明された必要性を支援するために、短期間でＵＮＳＭＩＬの要員配置及び作戦に適応する上で必要な柔軟性及び移動性を維持することを要請し、事務総長に対し、この決議の27の規定に基づく事務総長報告書で、ＵＮＳＭＩＬにそのような変更が生じる前に安全保障理事会に報告することを更に要請する。

制裁措置

11．決議第千九百七十号（二千十一年）の15、16、17、19、20及び21の規定で定められ、決議第二千九号（二千十一年）の14、15及び16の規定により修正された渡航禁止及び資産凍結措置が、その決議及び決議第千九百七十三号（二千十一年）の下で、決議第千九百七十号の24の規定に従って設置された委員会によって指定された個人及び団体に適用されることを再確認し、これらの措置は、リビアの平和、安定及び安全を脅かし、又は、政権移行の成功裏の完了を妨害若しくは阻害するその他の行為に関与し、又は支援を提供していると委員会によって決定された個人及び団体にも適用されることを再確認し、それらは以下の行為を含むが、これらと限定されないことを決定する。

(a)リビアにおける、適用可能な国際人権法及び国際人道法に違反する暴力行為又は人権侵害を構成する行為を計画し、指示し及び実行すること